

事務連絡  
令和2年1月21日

各都道府県 介護保険主管課 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

個人番号カードのＩＣチップに記録された情報を利用した本人確認について

日頃より介護保険行政の適切な運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府大臣官房番号制度推進室より、別添の通り、個人番号利用事務において行う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第16条の本人確認措置について、個人番号カードのＩＣチップに記録された情報を利用いただくよう、各都道府県番号制度主管部局に対して依頼が行われておりますので、お知らせいたします。

各都道府県におかれましては、これらの事項について、管内の市区町村（指定都市、中核市及び特別区を含む。）に情報提供いただきますようお願いいたします。